検察庁における取調可視化への取り組み並びに認識に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

## 検察庁における取調可視化への取り組み並びに認識に関する質問主意書

「政府答弁書一」 (内閣衆質一七〇第一六六号) と「政府答弁書二」 (内閣衆質一七〇第一一二号)

まえ、以下質問する。

う。)に対する取調について、

一一般に検察庁において行われる、 証人や参考人等、 容疑者以外の人物(以下、 「証人、参考人」とい

刑事訴訟規則 (昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号) 第百九十一条の三の規定に基づいて、証人が体

「政府答弁書二」で「検察当局においては、

証人尋問を円滑に行うため、

のと承知している。 」との答弁がなされていることに関し、 右答弁にある証人尋問 の準備 (以下、 準

表現能力等について十分確認するなどし、

適切に証人尋問の準備を行っているも

験した事実、

記憶状況、

備」という。)を行うにあたり、 事前に検察側より実際の証人尋問におけるやり取りを想定した問答集の

様なものを作成することはあるか、 「準備」が、 右にある様に 「証人が体験した事実、 記憶状況、 表現能

力等について十分確認する」ためのものと言うよりは、 実際は検察側が事前に用意した証人尋問のシナリ

才を、 証人となる人物に刷り込み、覚えさせるためのものとなっているという事例はないかと問うたとこ

ろ、 「政府答弁書一」では 「お尋ねの『問答集の様なものを作成すること』及び 『検察側が事前に用意し

た事実、 では 容が真実であると「証人、 規則第三十二号)第百九十一条の三の規定に基づいて証人尋問の準備を行うに当たっては、 検察側が た証人尋問のシナリオを、 た証人尋問のシナリオを、 参考人」に読ませる等の方法で覚え込ませ、 ないが、 記憶状況、 「準備」 検察当局にお を行う際、 参考人」を洗脳することである。 証人となる人物に刷り込み、 いいて、 証人となる人物に刷り込み、 裁判における証言の台本の様なものを予め用意し、 証人尋問を円滑に行うために、 実際の事実云々に関わらず、 覚えさせるためのもの」 覚えさせるためのもの』 右の様なことが 刑事訴訟規則 「準備」 (昭和二十三年最高 の意味とは、 の意味が必ずしも明らか それを何度も何度も 要するに、 裁判所

二検察庁は、 様な洗脳を受けた具体例を示したことについて、「政府答弁書一」でも「お尋ねについては、 る事実はないか。 知している。」との答弁がなされている。「問答集の様なものを作成すること」「検察側が事前に用意し 当方の公判において「証人、参考人」となった方々が、実際に「準備」の段階で一で述べた 再度確認をもとめる。 表現能力等について十分確認するなどし、事案に応じて適切に対応しているものと承 検察側の用意した台本の内 の段階で行われてい 証人が体験し 現在、 公判 証

係属中の事件にかかわる事柄であり、 答弁は差し控えたい。」と、 明確な答弁を避けているが、 事実、 当

問 記 方の関係者が の準備を行っているものと承知している。」とするのは、どの様な根拠に基づいてか。 録 に残し、 文書として作成している。 「準備」 において一で述べた様な洗脳を受けたと証言していることを、 それでも一の答弁で、 検察庁が 「準備」 について 当方の担当弁護 「適切に 「準備」 が適切 証 人が 人尋

に行われているとする具体的根拠を示されたい

 $\equiv$ 考えます。 ば 証 取 慮が必要であると考えております。 における取り調べの機能を維持する上で、参考人の協力が得られなくなるなどの問題があって、 た考えてみます。」との旨の答弁をしていることと、十月八日の予算委員会で、 かり、 調を行う際の可視化措置についての当方の質問に対して、当時の鳩山邦夫法務大臣が 本年四月二十二日の衆議院決算行政監視委員会第四分科会における「証人、参考人」に対して検察官が 人になるような方なんでしょうか、そういう人たちに対する可視化の話というのは、 あるいは逮捕された人のことばかり考えておりましたので、 さはさりながら、 被疑者以外の者の取り調べにおいて録音、 鳩山前々大臣の御発言もありますので、 したがって、さまざまな観点からの入念な検討を要する問題であると 録画を義務づけることについては、 新しい課題だなと思って、 さまざまな御意見に耳を傾けてまい 森英介法務大臣が 全部被疑者のこと 「参考人とか将来 刑事手 慎重な配 これはま ·続全般 「法務

りたいと存じます。」と述べていることを受け、 ついて、 現在検察庁においてどの様な検討がなされているのかと問うたところ、 「証人、参考人」に対して検察庁が行う取調の可視化に 「政府答弁書一」 では

「被疑者以外の者の取調べについて録音・録画を義務付けることについては、 法務省刑事局において検討

したところ、 衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁における取調の可視化への取組に関する質問に対する答弁

書 (平成二十年六月二十日内閣衆質一六九第五二三号) 二及び三についてで述べたとおり、 様々な観点か

らの慎重な検討を要する問題であると考えるに至ったものである。」との答弁がなされている。 では、右

答弁で言う、 「証人、参考人」に対して検察庁が行う取調の可視化に関する法務省刑事局における検討

いつ終えられたのか説明されたい。

四 三の検討についての文書は作成されているか。

は、

いつ誰の責任の下行われ、

五. 三の検討が終えられてから、その結果が、 いつ誰によって、どの法務大臣に報告されたのか説明された

61

右質問する。